

4 法人税

4-1 課税状況

(1) 現事業年度課税状況

区分	法定事業年度分			清算確定分			税額合計
	所得金額	所得に対する税額	税額	清算所得金額	清算所得に対する税額	税額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成8年分	1,379,788	485,522	479,841	350	114	250	480,091
9	1,270,866	447,266	443,538	377	119	206	443,744
10	1,122,212	396,266	391,213	516	171	186	391,398
11	1,064,954	345,862	343,945	266	77	59	344,004
12	1,215,340	347,348	347,722	258	72	64	347,786
13	1,218,796	347,242	347,934	236	54	53	347,987
内国法人	普通法人	1,161,967	334,729	336,224	78	22	336,244
	人格のない社団等	800	186	184	—	—	184
	協同組合等	46,830	10,304	9,514	158	32	9,546
	公益法人等	9,189	2,021	2,010	—	—	2,010
外国法人	9	2	2	—	—	—	2
合計	1,218,796	347,242	347,934	236	54	53	347,987

調査対象等：平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成14年6月30日現在の事績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。

用語の説明：1 清算所得とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が、解散の時の資本金額など（合併による解散の場合は特例計算がある。）と利益積立金額などとの合計額を超える金額のことをいう。

2 税額とは、所得（土地譲渡利益金を含む。）及び留保の金額に対する税額から、所得税額及び外国税額などの控除額を差引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度課税状況

区分	法定事業年度分			清算確定分			税額合計
	申告額	処理による増差税額のあるもの	処理による減差税額のあるもの	申告額	処理による増差税額のあるもの	処理による減差税額のあるもの	
事業年度数							
合計	2,897	90	613	2	—	1	—
うち内国普通法人	2,122	62	552	2	—	1	—
所得金額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
合計	9,840	2,309	1,497	138	—	0	—
うち内国普通法人	8,163	2,257	1,166	138	—	0	—
税額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
合計	3,004	745	509	37	—	0	3,994
うち内国普通法人	2,574	729	417	37	—	0	3,604

調査対象等：平成13年1月31日以前に終了した事業年度分について、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間に処理した事績を、「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。